

5 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因 に関する施策

裁判所の執務態勢等に関連する要因及び弁護士の執務態勢等に関連する要因が審理を長期化させる可能性が高いところ、以下のとおり、これらに関する施策を検討した。なお、それらの施策をまとめたものが、本章末尾の図である。

5. 1 裁判所の執務態勢等に関連する要因

に関する施策

5. 1. 1 裁判官の人的態勢

(1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、裁判官が多数の事件を抱えていて繁忙な状態にあると、十分な事前準備や検討を行うことができず、争点整理手続において主張及び証拠の適時適切な整理を行えなかったり、判決の起案に長期間を要することになり、審理期間が長期化する可能性があることや、担当裁判官が多数の事件を抱えていて繁忙な状態にあることが、期日の指定を困難にし、期日間隔ひいては審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性があることが指摘されている（分析編24頁）。
- さらに、同報告書では、弁護士ヒアリングの結果として、裁判官の多忙が原因で証拠調べ期日が入りづらい、争点整理期日における裁判官の関与が不十分なことがあるなどといった指摘があったことのほか、兼務や他の支部へのてん補のため裁判官は多忙であるとの指摘があったことが挙げられている。なお、弁護士ヒアリングでは、裁判官にもっと紛争の現地を見てもらいたいとの意見が複数あったが、同報告書では、これも裁判官の繁忙と関係している可能性があるとして指摘されている。さらに、裁判官ヒアリングの結果として、合議体を構成する裁判官が事案の検討のために全員のスケジュールを調整することが難しい場合があるとの指摘があったことも挙げられている（分析編24頁）。

(2) 第31回検証検討会（第3回報告書公表後に開催）以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
 - ・ 近年、全国的に民事訴訟事件が急増している中で、裁判官は多数の事件を抱えており、平日の執務時間内は期日（弁論、弁論準備、人証調べ、和解等）で隔々まで埋まっており、待機時間のような密度の薄い時間はない。裁判官は、記録の検討や判決起案のために深夜・休日にも執務し、具体的な紛争解決に支障を来さないように努めているが、余裕がない。また、過払金事件も、貸金業者の業績の悪化に伴って判決で終局する事件の割合が増加している一方で、取下げの割合が減少している上、判決の内容も法的问题点を含む複雑なものが増えるなど、その解決のための負担が徐々に増加している。さらに、社会の複雑化や当事者間の価値観の対立の先鋭化等により、過払金以外の事件も複雑困難化・専門化している。特に、東京地裁等の大規模庁では、管轄区域内に人や企業が集中しており、大規模な法律事務所も集中していることもあって、他の中・小規模庁と比べて、事件規模が大きいのみならず、内容的にも複雑な事件が多く、専門的・先端的な知見を要する事件の

割合が高いため、負担感が大きい。

このような状況下で充実した事件処理を行うためには、当事者の迅速で的確な訴訟活動とともに、主張や証拠についての裁判官の十分な検討作業が必要であり、事件の特性に応じたメリハリのある手続上の工夫や当事者の協力を前提としつつ、裁判官が腰を据えて事案の調査・検討ができる十分な時間を確保することが非常に重要である。そのために、裁判官の手持ち事件数を減らすことにより、裁判官にこのような時間を作り出すことが求められる。

- ・ 裁判官は、紛争について自ら最終判断を下すという重責を負っており、様々な角度から事件を検討して適正な審理・判断を行うことが求められる。また、質の高い裁判を行うためには、事件の背景にある社会経済の状況等についても興味や関心を持ち、視野を広げることが重要である。これらの裁判官の職務の特質からして、裁判官には、事件について熟慮し、また、様々な社会事象について理解を深めるために、ある程度の時間的、精神的なゆとりが必要である。これらは、審理の充実化や判断の適正化につながるだけでなく、当事者の手続保障をより実質化することにも資することになる。

しかし、裁判官の現状は、事件処理に追われて十分な記録検討や判決起案を行う時間を確保しにくくなっている。裁判官の仕事の性質上、執務時間外の記録検討や判決起案を皆無にすることは困難としても、せめて平日の執務時間内に記録検討や判決起案の相当程度を行うことができる程度にまで、手持ち事件数を減らすべきである。

- ・ 司法制度改革審議会意見書において「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官を大幅に増員すべきである」と指摘されていることに加え、増加・多様化する事件への対応、繁忙・負担過多の裁判官の執務環境の改善、労働審判制度等の今後需要拡大が見込まれる新制度への人的態勢の拡充、裁判所支部の機能充実のための人的態勢の拡充のため、裁判官を大幅に増員する必要がある。その方向性としては、中・長期的視野で大幅増員を目指した上、大規模庁、中・小規模庁、中規模支部、小規模支部の間で、必要性に応じた、偏りのない、バランスのとれた増員や人的配置が望ましい。なお、裁判官のてん補に時間的ロスが生じる支部については、必要に応じて特急列車の利用を認めるなど、アクセスを改善することにより、裁判官の負担軽減を検討する余地がある。
- ・ 東京地裁等の大規模庁の繁忙度は著しく高く、制度面・運用面の改善等による合理化・効率化だけでは手当てしきれない状態にあるので、民事訴訟事件等の負担が小さい庁が多い支部や中・小規模庁よりも、大規模庁を中心に、人的態勢の強化が必要である。
- ・ 民事訴訟制度研究会「2006年民事訴訟利用者調査」（以下「民事訴訟利用者調査」という。）では、裁判官が十分な準備をした上で、当事者の話を聴き、判決書において十分な理由を記載することが裁判所への信頼につながるという結果が出ているが、裁判官に余裕がない状況でそれを求めることは実際上困難であるので、この観点からも、裁判官の増員が必要である。
- ・ 例えば、建築関係訴訟についていえば、今後も事件数の増加が見込まれる上、審理期間の短縮への更なる取組も必要なので、これらに対応できる裁判官の人的態勢の整備が必要である。
- ・ 裁判官の増員の検討に当たっては、法科大学院への裁判官の教員派遣による負担や非訟事件が増えていることなど、訴訟事件以外の負担をも考慮すべきである。
- ・ 増員の指標の1つとされる事件数は、将来動向も加味して柔軟に測定すべきであり、事件数の将来動向を検討するに当たっては、過去の事件動向を長期的なスパンでみるほか、国民の権利意識の高揚等、今後の社会情勢の予測をも踏まえた実証的なデータ分析を行う必要がある。例えば、労働事件の増加等についても、このような国民の権利意識の高揚が重要な影響を与えている可能性があ

る^{*40}。

- ・ 過去の事件動向をみると、司法制度の基盤整備に伴って事件数が増えており、今後の予測としても、過払金事件の減少が見込まれるというだけで、単純に事件の総数が減ると結論づけることはできない。むしろ、我が国ではいまだ訴訟ニーズの顕在化が進んでいないので、我が国の国民性の変化に伴って、今後、こうしたニーズが顕在化し、訴訟事件の件数が増えることも予想される。また、諸外国の統計をみると、弁護士数の増加と訴訟事件の増加との間には有意な相関関係があるので、我が国の事件数の将来動向をみる際は、急増中の弁護士数との関係を分析するのも有益である。
 - ・ 裁判官の繁忙状況について、諸外国の裁判官の状況を参考にすることが考えられるが、それぞれ背景となる制度や実情が異なるので、単純な比較は難しい。例えば、イタリアでは、裁判官が多数の事件を抱えているが、審理期間は我が国よりも相当長期化しているし、ドイツでも、事件総数は多いものの、事件の内容は我が国に比べて顕著に簡明なものが多いようである。
- 実情調査では、以下のような意見があった。

(裁判官等からの意見)

<全般>

- ・ 新受件数の急増に伴い、裁判官の手持ち事件数が増加している。
- ・ 過払金事件についても、業者の経営状態の悪化の影響で、和解の調整に時間を要したり判決に至る事案が増加している上、当事者数が多数に上る事件も少なくないため、判決起案にも手間がかかるようになっている。
- ・ これ以上手持ち事件が増加して繁忙になると、争点整理に積極的に関与することが困難となったり、人証調べのためのまとまった時間を確保することが困難となり、人証調べまでの期間が長くなることが考えられる。また、現行民事訴訟法の施行によって短期集中的に争点整理や人証調べを行うことになり、こうした事件処理の回転の速さも、裁判官の繁忙度の増加につながっている。

<大規模庁^{*41}>

- ・ 大規模庁では、特に新受件数及び裁判官の手持ち事件数の増加が著しく、審理期間も若干長期化してきているところ、単独事件においてさえ、IT関係事件や金融取引関係訴訟を中心に、事案の理解と争点整理に手間のかかる複雑困難事件が増加しており、反面、実質的な争いがなく調書判決で終わる欠席事件の割合はかなり低くなっている。
- ・ 今後、過払金事件が減少しても、例えば、従前、ゴルフ会員権の預託金返還請求事件が多数提起されたように、将来的に特定の種類の訴訟が大量に提起されることも考えられるし、残業代請求や更新料返還請求等の事件が今後大量に提起されるのではないかという指摘もある。さらに、複雑困難事件も増加しており、現態勢でこうした状況に対処しきれるのか不安である。
- ・ 大規模庁の裁判官は、執務時間中は期日（弁論、弁論準備、人証調べ、和解等）が隔々まで埋まっているため、記録検討や判決起案は執務時間外や休日に行うことが多く、休日にも非常に多くの裁判官が登庁して執務している。特に部総括は、期日の合間を縫って司法修習生に対する指導、協議会・研究会への参加とその準備、司法行政事務等を行っており、こうした民事訴訟事件以外の事務の負担も大きく、1年中、行政官庁の繁忙期と同じように忙しい。
- ・ 大規模庁の右陪席は、週1日は期日を指定せず判決起案や記録検討の時間等に充てようと思うが、

*40 労働関係訴訟及び労働審判事件は、前記4.3.1(2)のとおり、いずれも近年大幅に増加している。

*41 規模を厳密に区別・定義付けすることは困難であるが、ここでは、「大規模庁」として、民事第一審訴訟の事件数が突出して多い東京地裁本庁及び大阪地裁本庁を、「中規模庁」として、民事第一審訴訟の事件数が比較的多い大規模庁近郊の地裁本庁及び高裁所在地の地裁本庁を、「小規模庁」として、大規模庁及び中規模庁以外の地裁本庁を、それぞれ一応念頭に置いて、指摘された実情や意見を規模及び種類ごとに整理した。以下の関連する統計データ及び(3)「考えられる施策の検討」においても同じ。

事件処理のため、この1日でさえ期日で埋まってしまう。また、大量の事件処理を扱いつつ、同時に法科大学院の講義を担当している右陪席も少なくないが、授業やその準備のために事件処理の質や迅速さを損なわないよう、必死に努力している。

- ・ 大規模庁における建築関係訴訟では、専門家の協力を得て、現地見分を積極的に実施しているが、裁判所の遠方に対象物件のある場合が多く、移動時間も含め、負担は小さくない。

<中・小規模庁>

- ・ 執務時間中は民事訴訟事件以外の諸事務にも追われるため、まとまった時間を確保することができず、記録検討や判決起案は、執務時間外や休日に行うことが多い。
- ・ 小規模庁では、大・中規模庁と比べて、民事訴訟事件の負担は小さいが、担当事件の範囲が多岐にわたり、随時DV事件や令状事件の準抗告等の緊急事件の処理を迫られることがある上^{*42}、司法修習生の指導、協議会・研究会への参加とその準備、司法行政事務等もあるため、記録検討や判決起案は執務時間外や休日に行うことも少なくなく、余暇はあまり取れない。
- ・ 右陪席には、支部でん補がある場合が少なくなく、この点の負担も大きい。なお、支部へのてん補は、移動に長時間を要するために、ロスが大きい。他の管轄内の代理人から、むしろ本庁での事件処理を希望されることもあり、弁護士にとっても同様の負担となっているケースがある。
- ・ 現地を見る必要のある事件では、現地見分を実施しているが、移動時間を含めて大きな負担となり、期日調整に苦勞する場合も多い。なお、進行協議期日で現地を撮影した写真を証拠化すれば足りるため、正式な検証が必要となるケースは少ない。また、ビデオカメラ等の活用により現地見分の必要性が減少しており、当事者から現地見分を申し出るケースも減少しているし、そもそも現地見分が必要となる建築関係事件や不動産関係事件が少ないため、現地見分の件数がほとんどない庁もある。

<支部>

- ・ 事件数は、さほど多くないが、他の支部へのてん補の事件数も含めるとそれなりの事務量があり、多岐にわたる事件の処理や支部長業務もあって繁忙度は低いとはいえないが、事件の大半は過払金事件であり（過払金以外の民事訴訟事件の新受件数は月1、2件しかない。）、本庁と比べると、事件数がそのまま裁判官の負担に直結する関係にはない。大規模庁の勤務時と比べると、プライベートな活動に割く時間はかなりある。
- ・ 非常駐支部では、事件数自体が多くなく、人証調べの実施頻度も月1回程度であるから、期日調整が難航することも少なく、民事訴訟事件の処理が長期化するなどの問題もない。本庁の方が繁忙であるため、支部での執務終了後に本庁に赴き、本庁の執務を行うことがある。てん補に伴う移動による時間的なロスが大きく、事件処理の面で効率が悪い。事件数からしても支部の事件処理には支障がないので、支部へのてん補日を減らせないかと思っている。
- ・ 支部では、一般に、現地見分を必要とする類型の事件が係属しておらず、当事者からの要望も特にない。

<家裁>

- ・ 大規模家裁では、審判・調停ともに増加傾向にあるため、裁判官は繁忙である。特に、家事事件の中でも遺産分割事件は、紛争性が非常に強い上、当事者が多面的な対立関係になるため、争点整理や関係調整に困難を伴う難件であり、裁判官の負担が重い。このような遺産分割事件も増加傾向

*42 配偶者暴力に関する保護命令事件の新受件数は、平成17年以降増加して平成20年に3100件を超え、以後、同程度で推移している。【表73】

準抗告（刑訴法429条によるもの）の新受人員は、平成17年以降年々増加しており（平成22年は7172件）、特に平成20年から平成21年にかけての増加幅（前年比約37%増）が大きい。【表74】

にあるところ、我が国の高齢者人口の増加に伴い、今後も事件の増加が見込まれ、裁判官の負担が増す可能性がある*43。

- ・ 遺産分割事件担当裁判官は、執務時間中は審判期日への立会や調停委員との評議、会議等で埋まっており、期日の準備や後処理、審判書等の作成は、執務時間外や休日に行うことが多い。これ以上事件数が増加すれば、期日への立会や調停委員との評議を適時に行えないなど、裁判官の関与が不十分になることにより、手続が遅滞するおそれがある。
- ・ 中・小規模家裁では、事件は増加傾向にある中で、同一の裁判官が複数の種類の事件を同じ時間帯に並行して担当しているので、調停成立や評議のために審判手続の中断を余儀なくされたり、調停委員に評議のために順番待ちしてもらったり、調停期日後の調停委員との評議の時間が確保できないこともある。落ち着いて事件処理に当たる時間が少なくなるため、審判を急ぐ事件や人事訴訟の判決起案を優先し、長期未済事件の処理等が後回しになることがある。長期未済事件の処理に時間を取られると、長期未済予備軍とも言える事件に力を注げないまま調停期日を重ねることになり、これらが新たな長期未済事件になる。また、長期未済事件が増えると期日が入りにくくなり、期日間隔も長くなる。

(弁護士からの意見)

<全般>

- ・ 裁判官の繁忙により、記録の検討が不十分になると、争点整理において適確な釈明が困難になり、争点整理が長期化する、和解の好機を逃す、集中証拠調べの期日が入りにくくなる、陳述書に過度に依存し、当事者が申し出た証人の採用が抑制的になったり尋問時間が確保されなくなったりする、判決起案に要する期間が長くなる、判決書が簡略化して説得力のある理由が付されなくなるなどの影響が生じる可能性がある。
- ・ 裁判官が充実した争点整理を行えば、和解による早期解決が可能になるだけでなく、証拠調べを実施する場合でも、証人尋問の時間を短縮したり、証人尋問の質が向上すると思われるところ、現状では、充実した争点整理手続を行うための時間的・精神的余裕が裁判官にないように感じる。
- ・ 特に長期未済事件については、ある時点でまとまった時間を確保し、集中的に処理してもらう必要がある。

<大規模庁>

- ・ 現状でも裁判官の数が不足しており、裁判官は、繁忙であるためか、記録の検討が不十分である場合が時折見られるし、人証調べ前に強引な和解勧告を行ったり、陳述書に過度に依存することもある。
- ・ 今後も、裁判官が審理により積極的に関与し丁寧な判断を行っていくためには、それに見合った人的態勢を整備して、裁判官が余裕を持って事件に取り組むことが必要である。
- ・ 繁忙なせい、異議申立事件や抗告事件についてさえ、判断までに時間がかかることがある。
- ・ 進行協議期日の結果は記録化されず特に控訴時に支障が出るので、正式な検証を実施してほしいが、ある大規模庁では、正式な検証の実施件数は年々減少傾向にある上、進行協議期日も余り実施

*43 新受件数は、乙類以外の調停事件が平成17年の水準より若干少ない件数で推移しているほかは、甲類審判事件、乙類審判事件、乙類調停事件のいずれの事件についても一貫して増加しており、遺産分割事件(審判及び調停)も増加傾向にある。【表71、図72】

大規模家裁(東京家裁本庁及び大阪家裁本庁)では、乙類以外の調停事件についても平成21年以降増加傾向にあり、いずれの事件についても増加傾向にある。【表75】

遺産分割事件の平均審理期間の推移をみると、全国的には平成12年以降おおむね短縮化傾向にあるが(平成22年は12.0月)、大規模家裁では平成16年から19年までの間、長期化傾向が見られた。【図72、76】

また、成年後見関係事件の新受件数は、平成18年は障害者自立支援法の改正により事件が急増したという事情があったが、それ以後も依然として高水準が継続しており、全体としてみれば増加傾向が続いている(平成22年は3万6994件)。【表77】

されておらず、裁判官は、現場の写真等の提出を求める傾向にある。

- ・ ある大規模庁の建築関係事件では、現場の状況が問題となる場合のほとんどで現地見分が実施されているし、現場の状況が把握できるような写真等を証拠として提出することにより、現地見分を実施しなくても足りる場合も多い。

<中・小規模庁>

- ・ 裁判官は、執務時間中は期日（弁論、弁論準備、人証調べ、和解等）で埋まっており繁忙であるため、記録検討の時間が十分確保できていないのではないかと感じることもある。また、手持ち事件が多いため、弁論準備手続期日が15分間隔で指定され、十分に議論する時間が確保されないケースもある。裁判官は、休日を返上して記録検討や判決起案を行っているようであるが、判断の適正さを確保するためには、裁判官の日常生活が過度に制約されることは適当でない。
- ・ 民事訴訟事件の件数自体はそれほど多くないため、同事件による繁忙度が訴訟の進行に影響していることはなさそうであるが、それ以外の多様な事件を担当しているため、民事訴訟事件の期日調整が影響を受け、期日間隔が延びる場合がある。また、支部へのてん補で、移動に大きな負担がかかっており、時間的な無駄も大きい。
- ・ 単独事件について充実した審理を実現するためには、経験の浅い判事補よりも、より経験の豊富な判事の数を増やすべきである。
- ・ 裁判官及び書記官が繁忙であるためか、現地見分はあまり実施されておらず、実施される場合でも、正式な検証ではなく、進行協議期日が実施されている。
- ・ 現地見分は積極的に実施されている。もっとも、進行協議期日では記録が残らず裁判官の交替や控訴の際に支障が出るので、正式な検証を実施してほしい。

<支部>

- ・ 大規模支部においては、裁判官はかなり繁忙である。
- ・ 支部によっては、事件数が本庁より多いにもかかわらず、裁判官の数が少ないところもあり、裁判官が不足している。
- ・ 中規模支部でも、裁判官は繁忙であり、夜遅くまで残業していることもある。
- ・ 非常駐支部では、開廷日が限られているため、人証調べにまとまった時間を取ることが困難な場合もあるので、裁判官の常駐化ないしてん補日を増やす必要があるのではないかと。また、開廷日が限られているため、裁判官は常に何らかの期日に立ち会っており、かなり繁忙のようである。支部てん補裁判官の繁忙度を解消するために、本庁の裁判官を増員し、臨機応変に支部へ派遣できる態勢を構築することも考えられるが、支部に裁判官を常駐させられないか。

<家裁>

- ・ 家事事件は近年増加傾向にあり、事件の内容も以前と比べて複雑困難化する傾向にある。また、成年後見事件や遺産分割事件は、高齢化社会の進展に伴い、今後増加が予想され、これらに十分対応するためには、裁判官の数を増やすことが必要不可欠である。
- ・ 裁判官の繁忙度が増して、審判事件、調停事件及び人事訴訟事件のいずれも期日が入りにくくなり、期日間隔も長くなるため紛争解決が遅延する状況が生じている。
- ・ 裁判官は多数の手持ち事件を抱え、同一の時間帯に何件も調停期日を掛け持ちしており、繁忙である。そのため、裁判官が立ち会える調停期日の件数が限られる上、同時に複数の期日で裁判官の立会いが必要となるケースが常態化しており、審判書等を起案する時間を確保するのに苦労しているようである。調停を充実させるためには、裁判官が積極的に調停に関与し、当事者の言い分に十分耳を傾ける必要があるが、現状では裁判官の数が少ないため、裁判官が当事者の声を直接聴く機会が十分でなく、杓子定規的な判断が行われる可能性がある。

- ・ 家裁では、裁判官が他の事件の処理等のために調停期日に立ち会わないことが多いので、裁判官が調停期日に立ち会えるような態勢を整備すべきである。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。

<民事第一審訴訟事件の動向>

- ・ 新受件数は、平成17年（13万2727件）以降平成21年（23万5508件）まで一貫して大幅な増加を示していたが、平成22年には22万2594件と若干減少した。このうち、過払金等以外事件の新受件数は、平成17年以降9万件前後で増減を繰り返しながら推移しているが、平成20年（8万7495件）から平成22年（9万2431件）にかけては漸増している。なお、長期的・大局的にみると、新受件数と弁護士数との間には、ある程度の相関関係が認められる。【図78, 79】
- ・ 平均審理期間は、全体では、平成17年は8.4月だったのが平成20年、21年には6.5月に短縮化されたが、平成22年には6.8月と若干長期化している。過払金等以外事件でも、過払金等事件でも、ほぼ同様の傾向がみられ、いずれも平成21年以降、下げ止まりないし長期化の傾向がうかがえる。また、審理期間が2年を超える事件数も、全体でも、過払金等以外事件でも、平成21年に増加に転じ、その割合も近時下げ止まりの傾向にある。なお、未済事件（全体）についても、平成20年に増加に転じている。【図78, 80～82】
- ・ 平均期日回数は、全体では、平成17年（4.6回）から平成21年（3.3回）にかけて減少傾向にあったものの、平成22年（3.5回）は前年より増加しており、過払金等以外事件でも、平成17年（4.6回）から平成19年（4.4回）にかけて減少傾向にあったが、平成20年以降4.5回で下げ止まっている。【表83, 84】
- ・ 人証調べの実施事件の割合は、全体及び過払金等以外事件のいずれをみても、減少傾向にある。人証調べ実施事件における平均人証数は、全体では横ばいないし微減に止まっているが、合議事件では平成17年に4.2人であったのが、平成21, 22年は3.6人となっている。【表85～87】
- ・ 人証調べを実施して判決で終局した事件における各手続段階の平均審理期間の状況をみると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が平成18年（10.7月）から平成22年（11.9月）にかけて長期化しており、争点及び証拠の整理にかかる時間が長期化しつつある可能性がある。【表2】
- ・ 終局割合をみると、全体では、判決及び和解で終局する事件の割合は、平成17年から平成21年にかけて減少していたが、平成22年にはいずれも増加に転じており（事件数は、判決は平成18年以降、和解は平成17年以降、一貫して増加している。平成22年の判決での終局は8万3796件（36.8%）、和解は7万2683件（32.0%）。）、他方、取下げで終局する事件の割合は逆の動きを示し、平成22年には減少に転じた。このうち、過払金等以外事件では、平成21年以降、判決で終局する事件の数及び割合が増加する一方、和解で終局する事件の割合は若干減少しており（平成22年の判決での終局は4万6233件（50.5%）、和解は3万1156件（34.0%）。）、過払金等事件でも、判決で終局する事件の数は平成18年以降、和解で終局する事件は平成17年以降、いずれも一貫して増加しており、その割合も平成21年に増加に転じているが、平成17年から平成21年にかけて年々大幅な増加が見られた取下げ件数は、平成22年に急減している（平成22年の判決での終局は3万7563件（27.6%）、和解は4万1527件（30.6%）、取下げは5万3655件（39.5%）。）。【表88, 89】

<大規模庁における事件動向>

- ・ 平成22年の新受件数は、全地裁及び大規模庁（以下、いずれも合計値である。）のいずれにおいても若干減少に転じているが、減少率は、それぞれ5.5%、2.6%と大規模庁の方が小さい。なお、大規模庁における新受件数が全地裁総数に占める割合は、平成20年以降徐々に上昇し、平成22年は29.8%である。【図90】
- ・ 民事第一審訴訟事件に占める過払金等以外事件の割合は、平成19年以降、大規模庁の方が、大規

模庁以外の地裁よりも高い（平成22年は、大規模庁が41.6%、大規模庁以外の地裁が39.7%。）。事件類型別の新受件数（平成22年）についてみると、大規模庁に提起される事件が全地裁総数に占める割合は、知的財産権訴訟（金銭を除く。）が84.1%（なお、大規模庁への管轄集中策がとられている。）、医事関係訴訟が29.0%、建築関係訴訟が33.8%、労働関係訴訟が37.7%であり、複雑困難な事件については、大規模庁に提起される割合が高い。また、訴額が500万円を超える事件割合（平成22年）は、大規模庁（37.6%）の方が、大規模庁以外の地裁（23.9%）よりも高い。なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）の争点整理実施率（平成22年）も、大規模庁（39.6%）の方が、大規模庁以外の地裁（35.9%）よりも高い。【表91～図94】

- 平均審理期間は、平成21年は、大規模庁では6.9月で、大規模庁以外の地裁（6.4月）よりも長く、平成22年ではその差が広がり、大規模庁が7.3月、大規模庁以外の地裁が6.6月となった。また、審理期間が2年を超える事件数は、大規模庁及び大規模庁以外の地裁のいずれについても、平成21年以降増加に転じているが、平成20年から平成22年にかけての増加率は、大規模庁（15.6%）の方が大規模庁以外の地裁（7.1%）よりも大きい。審理期間が2年を超える事件数を、未済事件ベースで見ても、平成19年以降、大規模庁は増加傾向がみられるのに対し、大規模庁以外の地裁はほぼ横ばいである。【図90, 95, 表96, 図97, 表98】
- 終局割合については、平成18年以降、大規模庁の方が、大規模庁以外の地裁よりも、一貫して、判決割合が高く、取下げ割合が低い。そして、大規模庁においては、平成17年以降、判決で終局した事件数が増加している。【表99】

<支部における事件動向>

- 支部全体の受件数は、平成17年以降平成21年まで一貫して増加していたのが、平成22年に減少に転じており、全地裁や大規模庁の動向とほぼ同様であるものの、平成22年には61.3%を過払金等事件が占めており、全国における過払金等事件の割合（58.5%）よりも高くなっている。非常駐支部（46庁）に限定してみると、新受件数の動向は支部全体とほぼ同様であるものの、1庁当たりの月平均の新受件数は、最も多い平成21年においても11件弱である上、その内訳をみると、8割程度を過払金等事件が占めており、過払金等以外事件は、月平均2件程度である。【表100, 101】
- 事件類型別の新受件数をみると、非常駐支部においては、専門的知見を要する事案はほとんど提起されていない（平成22年では、非常駐支部46庁の合計でも、医事関係訴訟は4件、建築関係訴訟は27件、労働関係訴訟は29件、知的財産権訴訟は0件である。）。非常駐支部ほど顕著ではないものの、専門的知見を要する事件が少ないという傾向は、単独庁（合議事件非取扱支部。合計140庁）においてもみられる。【表63, 図102】
- 人証調べ実施件数・割合は、平成17年以降、支部全体でも、非常駐支部に限ってみても、減少傾向にある。1庁当たりの人証調べ実施件数は、支部全体では、平成17年以降、月4件未満であり、非常駐支部においては、平成18年以降、月1件未満である。【表103, 104】
- 平均審理期間は、支部全体でも、非常駐支部に限ってみても、平成18年以降、過払金等事件を含めた全体及び過払金等事件のいずれでも、全国平均を下回っている。【表105】

(3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 裁判官の人的態勢の整備

裁判官は、紛争について自ら最終判断を下すという職責を担っており、様々な角度から事件を検討し、質の高い裁判を行うことが求められる。しかし、裁判官の手持ち事件が増加し、あるいはその質が困難化し、繁忙度が増すと、争点整理に積極的に関与することや、人証調べのためのまとまった時間を確保することが困難になって、審理の迅速化や判断の適正・充実化にとってマイナスの要因とな

ることについては、関係者の共通認識となっている。そこで、民事訴訟事件（家事事件）の増加や専門化・複雑困難化に対応し、充実した迅速な事件処理を行うためには、裁判官の手持ち事件数を減らすことにより、裁判官の時間を作り出すことが必要であり（これにより、後記5. 1. 3(3)のとおり、より多くの事件について合議体による充実した審理を活用することも可能になる。）、そのために、事件の特性に応じたメリハリのある手続上の工夫や当事者の協力を前提としつつ、庁ごとの事件動向や事件処理上の負担状況を考慮しながら、今後とも、特に負担が増大している大規模庁（事件数の急増及び複雑困難事件の増加により、裁判官の繁忙度が著しく高まっている。）を始めとして負担が増大している庁に対し、継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図ることについて検討を進める。

支部については、その機能充実のために人的態勢の拡充が必要であるとの指摘がある一方、多くの支部では、民事訴訟事件等の負担が相対的に小さく、事件処理の面で非効率であるとの指摘があることから、これらの指摘を十分念頭に置いて、各支部の規模や事件状況、社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘案しながら、各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進める。

なお、人的態勢の整備の指標の1つとされる事件数については、将来動向も加味して柔軟に測定されるべきであり、将来動向を検討するに当たっては、過去の事件動向を長期的なスパンでみるほか、今後の社会情勢の予測や弁護士数の増加との関係をも踏まえた実証的なデータ分析を行うことが必要である。さらに、裁判官の繁忙度を考えるに際しては、単純な事件数だけではなく、その職責の特殊性、様々な類型の事件を同時並行的に処理する負担、法科大学院への教員派遣、司法修習生の指導、各種協議会・研究会への参加とその準備、司法行政事務等に要する負担についても十分留意する必要がある。

（参考）なお、現地見分については、実情調査において、裁判官はもとより、弁護士からも様々な意見が出されたものの、裁判官の繁忙により現地見分の実施率が低いという実情は、明らかにならなかった。

5. 1. 2 裁判所の人的態勢に関するその他の施策

(1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、民事訴訟事件の審理を長期化させる要因を考えるに当たっては、裁判所の執務態勢等が審理期間に影響を及ぼしていないかという点についても検討しておく必要があるとした上で、今後、裁判官に加えて、裁判官を支える書記官等の執務態勢の在り方も見据えながら、検討を深めていく必要があると指摘されている（分析編24頁）。

(2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
 - ・ 事件数の急増や複雑困難化・専門化、当事者の裁判所に対する要求水準の高まりを踏まえ、国民の司法に対するニーズに応えるため、裁判官の人的態勢整備に対応して、裁判官と協働して紛争解決に当たる書記官を確保することも検討すべきではないか。
 - ・ 裁判官に加えて、書記官の活用を図ることも検討することはできないか。民事訴訟利用者調査では、裁判所に対する信頼は、書記官を含む裁判所職員の対応によって左右されるとの結果が出ており、書記官が余裕をもって職務を遂行できる態勢を整備することが必要である。
 - ・ 現状の民事執行や民事保全における書記官の活用を、更に他の民事事件にも広げるために、例えば、ドイツの制度を参考として、司法補助官制度を創設することは考えられないか。
- 実情調査では、以下のような意見があった。
 - （裁判官等からの意見）

- ・ 書記官の事務は、期日への立会い、調書の作成のほか、訴状審査、記録の作成及び保管、書類の送達、当事者との連絡調整、判決書の点検、控訴記録の点検、各種証明事務、システムへの統計入力等、多岐にわたっており、また、的確な書記官事務を行うためには、書記官自身も記録を読んで事案の内容を把握する必要があり、こうした点も考慮すると、書記官の負担は相当に重い。また、本人訴訟では、窓口や電話での基本的な事項の説明に膨大な時間が必要になるなど、当事者本人への対応も大きな負担となっている。近年、新受件数の増加に伴い、これらの負担が増している上、過払金事件では、件数上は1件であっても、一通の訴状で関連のない当事者の事件を多数併合して訴えが提起されることが多く、結局は個々の原告、被告ごとの処理が必要になるため、実際上は、送達事務を始め、当事者の人数分の事件と同じだけの負担となっている。また、ファックスで送付される書類の量も増えており、その処理にも時間がかかる。さらに、事件数が増えて控訴が増えると、記録の整理にも時間を取られることになる。
 - ・ 弁護士が代理人として就いた事件でも、書面に不備のあるものが増えており、補正に時間を要するなど、期日指定までに時間を要する状況にある。
 - ・ 家裁では、以上のほか、当事者等からの問い合わせ、苦情への対応、提出書類のチェック等が大きな負担となっている。家事事件の増加に伴い、これらの負担が増加しているほか、記録の閲覧謄写を希望する当事者が増加し、プライバシーに関わる記載のマスキング作業や謄写への立会い等の負担も増加している。また、遺産分割事件の増加に伴い、戸籍や登記簿謄本の点検や確認のための負担も増加している。さらに、調停調書は、不動産登記の申請に用いられることも多いため正確性が要求されるところ、執務時間中に作成することは難しく、執務時間外や休日に集中して作成することも多い。
 - ・ 家事事件では、弁護士調停委員は多忙なため、受任件数が少なく、また、期日間隔も長くなる傾向があるので、実際に頻繁に調停を担当できる弁護士調停委員を確保したい。
(弁護士からの意見)
 - ・ 書記官も多数の事件を抱え、期日への立会い、調書作成、期日調整、当事者対応等のため、繁忙である。繁忙のせいか、釈明事項や次回期日までの準備事項が調書に記載されていないことがある。小規模庁でも、書記官の数が不足しているため、破産事件を申し立てても破産開始決定までに時間がかかることもあり、保全事件や執行事件について、スキルアップのための余裕もないようである。支部でも、尋問調書の作成に時間を要する場合がある。
 - ・ 特に家事事件においては、前記の事務のほか、記録の閲覧謄写申請が増加しており、書記官はその対応のために負担が増加している。また、家裁の書記官は、困難当事者等の電話対応や窓口対応等、当事者対応の関係でも苦勞しているようである。その結果、調書の作成に時間がかかる場合や、書記官と適時に連絡を取るのに不都合を感じる場合がある。
 - ・ 調停委員の質の向上がより一層望まれ、特に遺産分割事件は、法律上の問題点を整理する必要があるため、1人は弁護士である調停委員を選任することが望ましいが、現状では弁護士調停委員が不足している。また、調停委員の都合で期日が入りにくいことも散見される。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
- ・ 事件動向については、前記5. 1. 1(2)のとおりである。
 - ・ 過払金等事件のうち、原告複数の事件数は、平成17年の3841件から平成22年に2万0684件に急増し、被告複数の事件数も、平成17年の9240件から平成22年に1万8628件に急増した。【表106～109】

(3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 書記官等の態勢整備

事件の急増や専門化・複雑困難化に伴い、書記官の負担が増加している状況とともに、当事者の裁判所に対する要求水準の高まりを踏まえ、国民の司法に対するニーズに応え、裁判官と協働して紛争解決に当たる書記官を確保するため、継続的に相応の態勢強化を図ることについて検討を進める^{*44}。

○ 調停委員の態勢整備

特に遺産分割事件における実働可能な弁護士調停委員の態勢強化を中心に、有能な調停委員の確保と一層の能力の向上を図ることについて検討を進める。

5. 1. 3 合議体による審理

(1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、昨今の社会経済構造の変化を受けて、裁判所に持ち込まれる事件も、複雑困難な事件（主張が多岐にわたる事件、証拠が多量な事件、専門的知見を要する事件、新たな判断が求められる事件等）が増加しており、このような事件においては、主張の整理、証拠の検討、専門的知見の取得、法的調査等の作業だけでも多大な作業量となるし、適正な判断を導くために多様な観点からの検討を重ねる必要もあること、複雑困難な事件において、審理を迅速に進めつつ、説得力のある質の高い判断を安定的に示していくためには、合議体による審理を活用することが極めて重要であるが、前記3. 4. 1 (1)でも記載したとおり、平成20年における民事訴訟事件における合議率が低い数値にとどまっていること、民事第一審訴訟事件（欠席判決で終局した事件を除く。）のうち、単独事件で2年を超える審理期間を要した事件は、合議事件と比較して決して少ないとはいえず、これらの事件について、合議体による審理が検討されてもよかつたのではないかと考えられることが指摘されているほか、弁護士ヒアリングの結果として、複雑困難な事件であっても、合議体で審理されることが少ないとの指摘があることが挙げられている（分析編26頁、27頁）。

以上を踏まえ、同報告書では、合議体による審理は、一人では考えあぐねるような事案であっても、3人の裁判官で議論を尽くすことにより、審理を進め、判断に至ることができること、より大型で、詳細な証拠の整理、検討が必要となるケースでは、大部の訴訟記録の精査を分担することができたり、法的事項の調査等に（場合によっては）単独事件を持たない裁判官を活用することができること等、合議体の利点を生かした運営が可能となり、単独体による審理とは異なった特徴があるところ、複雑困難な訴訟が増加する中、審理に長期間を要するケースでは、合議体による審理を活用することも選択肢として考えられるべきであり、合議体による審理が十分に活用できていないことも長期化の一因である可能性があると考えられると指摘されている（分析編27頁）。

(2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
 - ・ 争点又は当事者多数の事案や先端的で複雑困難な問題を含む事案については、合議体で審理をすることにより、経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たし、比較的時間的余裕のある左陪席が論点整理をしたり、紛争の背景事情等、多面的な調査をしたりした上で、3人の裁判官で充実した議論を行って審理・判断することが可能になるので、合議体による審理をこれまで以上に活用することができないか。
 - ・ 事件の複雑困難化・専門化に対応するためには合議体による審理の活用が有効であるが、裁判長

*44 なお、書記官の態勢整備に関連して、司法補助官制度の導入を検討すべきではないかとの指摘があるが、この点については、ドイツ等に同様の制度が存在しているものの、我が国の法文化や法体系に馴染むかという課題があるので、こうした点を検討した上で、制度導入の可否も含めて検討を進める。

は単独事件の審理で大きな負担を負っている上、合議事件は、単独事件と比べて、1件当たりの審理に要する負担が重い。結果的に、現状では必ずしも十分な活用が図られていない。このような現状を改善するためには、裁判官の手持ち事件数を減らすことが有益であり、これにより裁判官の時間を作り出すことができるとともに、より多くの事件について、合議体による充実した審理が期待できる。

- ・ 単独事件の中にも長期未済事件が多くあり、合議体による審理の活用が十分図られていない現状を改善するためにも、裁判官の増員は必要である。
 - ・ 合議の拡充のためには、構成裁判官の単独事件の負担軽減を図るための施策が同時に検討されるべきである。すなわち、裁判長、右陪席の単独事件の負担過多の軽減、特に合議体を主宰する裁判長の単独事件の負担軽減が合議の活性化にとって不可欠といえ、それらの施策を講じるためにも裁判官等の人的態勢の拡充が必要である。
 - ・ 合議の積極的な活用に関する施策の検討に当たっては、合議事件を扱う支部の範囲拡大や、支部の合議体構成裁判官の人的態勢の拡充等、本庁だけでなく、支部における合議体の拡充も検討すべきである。
- 実情調査では、以下のような意見があった。

(裁判官等からの意見)^{*45}

- ・ 合議事件では、3人の裁判官がそれぞれの異なる経験から知恵を出し合い、議論をしながら、協働して審理を進めることができるメリットがあり、最近増加している企業間紛争やIT関係の困難な事件を適正迅速に審理するために効果的な態勢である。また、多くの資料調査を必要とする複雑困難事件を合議体で審理することにより、単独事件を含めた部全体の事件の円滑な進行が可能となる。さらに、単独事件で一人の裁判官が処理しては早期に結論を得ることが困難な事件を長期化させないこと、マンパワーを集中して投入することで事件の進行を軌道に乗せることができること、合議事件が増えることは、結果として右陪席や左陪席の研さんに役立つことなども、合議の意義として指摘できる。
- ・ 大規模庁では、単独事件の中にも事実上、法律上の難しい判断が必要な事件があり、合議体による審理が相当といえる事件がまだまだあるが、現状では、合議体による審理の活用が十分ではないところが多い。
- ・ 新受件数の増加に伴う裁判長の単独事件の負担の重さが、合議体による審理の活用状況にも影響を与えている。裁判長の繁忙度がこれ以上増した場合には、記録の検討や合議が不十分なまま、訴訟進行せざるを得ない事態が生じるおそれがある。
- ・ 簡裁を第一審とする控訴事件が急増しており、この点からも地裁の合議の負担は増している^{*46}。
- ・ ある大規模庁において、合議を重視した事件処理を行うために、右陪席の数を増加させるのと併せて、裁判長の単独事件負担を軽減することを実験的に行い、裁判長の単独事件の開廷日を週2日から1日に減らしたところ、その部においては、週1日を主に合議事件の準備に充てることが可能となったため、合議の活用を推進できるようになった。
- ・ ある中規模庁において、裁判長と右陪席の単独事件の配てん比率を、平成14年以降、3対4から1対2にして、裁判長の単独事件における負担を減らすとともに、裁判長が合議を積極的に主導できる態勢にしたことにより、合議体による審理をより一層活用することが可能となり、合議率が上

*45 前記3.4.1(2)においても、合議体による審理の活用例が紹介されている。

*46 簡裁を第一審とする控訴事件は、平成19年以降急増しており、平成22年は1万3421件で、平成19年(3527件)の3.8倍程度になった。特に平成21年から平成22年にかけての控訴事件の増加傾向は顕著であり(約243%の増加)、簡裁の民事通常訴訟事件の件数の推移(約11%の減少)と比べてもその増加傾向は際立っている。【図110、111】

昇して、民事部全体の長期未済事件の減少にもつながった。

- 行政事件や租税事件等、難易度の高い複雑な合議事件では、より経験年数の長い右陪席が主任を担当するのが適当な場合もあるが、現状では、単独事件の処理に大きな労力をかけている右陪席が合議に注げる力は限られている。右陪席が増えることで、右陪席1人当たりの単独事件の負担が減れば、右陪席主任の合議事件を増やすことが可能となり、合議体による審理の活用がより一層進むと思われる。

(弁護士からの意見)

- 裁判長と右陪席の単独事件の負担が重いことや、合議事件の開廷日が限られていることが、合議体による審理の充実の支障となっているようであり、現状では、合議体による審理の活用が不十分である。また、簡裁を第一審とする過払金事件や交通損害賠償事件の控訴事件が増加し、地裁の合議事件の負担は増しているようである。
 - 裁判長と右陪席が繁忙であるためか、十分な合議を経ないまま、合議事件の進行が実質的に左陪席に委ねられているのではないかと感じる事件や、右陪席は合議事件に実質的に関与していないのではないかと感じる事件もある。
 - 現状の人的態勢のまま合議事件を増やすと、合議事件の期日調整が難しくなり、審理が長期化するおそれがあるから、合議事件を増やすためには、裁判長の単独事件の負担を減らして、裁判長が合議事件の審理により一層関与できる態勢を整えるとともに、右陪席の数を増やす必要がある。また、現状では、重要かつ複雑な事件の多くを左陪席が主任として担当しているが、このような事件では、むしろ、経験豊かな右陪席が主任となった方がよい。そのためにも、右陪席の数を増やして、右陪席の単独事件の負担を減らす必要がある。
 - 合議体による審理は、経験の浅い判事補が裁判官としての経験を積む機会としても重要である。審理の充実の観点からはもちろん、若手裁判官のOJTとしても、合議体による審理をより積極的に活用していくべきではないか。他方、合議体で審理すべき事件を決定する基準が不明確であり、合議事件に適するかどうかという観点ではなく、左陪席の教育的観点から合議に付されているのではないかとと思われる事件もある。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
- 平成22年の民事第一審訴訟（過払金等以外）の合議率は、平成20年（6.5%）と比べて更に低下して5.2%となっている。また、民事第一審訴訟（全体）でみると、審理期間が2年を超え3年以内の事件の合議率は21.1%、3年を超え5年以内の事件についても36.5%にすぎず、単独事件で2年を超える審理期間を要した事件数も5516件と依然として多い。【表45、46】

(3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 合議体による審理の積極的な活用

事件の複雑困難化に対応しつつ、適正迅速な解決を実現するためには、合議体による審理の活用が有効であるが、裁判長は単独事件の審理で大きな負担を負っている上、合議事件は、単独事件と比べて、1件当たりの審理に要する負担が重いため、結果的に、現状では必ずしも十分な活用が図られていないことは、関係者の共通認識となっている。そこで、争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案を始めとする複雑困難事件等^{*47}、本来合議に付するにふさわしい事件を、これまで以上に積極的に合議に付し、経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たしながら、適正迅速な解決を図ることを可能とするような態勢整備について検討を進める。

*47 前記3.4の「争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に対する施策」及び前記3.3.2の「専門的知見の獲得に資する施策等」においても、合議体による審理の積極的な活用を取り上げている。

その際には、特に、合議充実を妨げている最大の要因である裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備について十分留意する。

5. 1. 4 法廷等の物的態勢に関する施策

(1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、法廷等の不足が審理期間に影響を及ぼしている可能性も考えられ、人的態勢に併せて、法廷等の物的態勢の充実も、迅速かつ充実した審理の実現に不可欠であることから、期日指定や争点整理手続期日のありよう等、審理の在り方を分析しながら、審理の迅速化に必要な物的態勢の整備を検討していく必要があると指摘されている（分析編27頁）。
- また、同報告書では、弁護士ヒアリングの結果として、法廷数の不足を指摘するものがある上、集中証拠調べの期日が入りにくいのは、法廷の数が少なく、通常は各裁判体の開廷日が曜日ごとに決められていることが一因となっているとの指摘もされている（分析編27頁）。
- さらに、同報告書では、ラウンドテーブル法廷について、東京地裁の民事通常部36か部の裁判官に対するアンケート調査の結果として、数に限りがあるために使用できる曜日が限られている、裁判官室からラウンドテーブル法廷が遠く使いづらい（機動的に活用しにくい）という意見が多数あったことが挙げられている（分析編27頁、28頁）。

(2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
 - ・ 法廷やラウンドテーブル法廷の数に限りがあり、使用できる曜日が限られているため、その曜日に証人、代理人、裁判所の都合が合わないと期日が先に延びるおそれがある。また、弁論準備手続室の数も限りがあり、部屋が不足するケースが頻発している。このような現状を改善するため、法廷等の整備を図ることはできないか。
 - ・ 裁判所によっては、裁判官室から法廷等が離れていたり、法廷等が手狭なところがあり、使い勝手が悪いので、法廷等の使い勝手の向上を図ることはできないか。
 - ・ 法廷等の物的態勢の充足度は、訴訟運営等に対する影響の有無の観点からの検証も必要であり、例えば、弁護士から、法廷数の不足のため集中証拠調べ期日がなかなか入らないとの指摘がなお根強く聞かれていることを考慮すべきである。また、家事事件において、弁護士から、調停室不足のため調停期日が入りにくい、待合室の数の不足や狭さ等のため、当事者が廊下で待機したり、感情的対立のある当事者が廊下で鉢合わせすることがある、打合せ用のスペースがないなどの指摘がされていることを踏まえ、これらを解消する施策が実施されるべきである。
 - ・ 耐震対策及びバリアフリー化を早急に検討すべきである。また、待合室の数や配置及び打合せスペースの確保については、その内装にも配慮しつつ、検討を進める必要がある。さらに、今後の裁判所の建築計画やデザインについて、学術的な研究等も行うべきである。なお、物的態勢については、①耐震対策等の裁判所の安全性に関する指摘、②バリアフリーや内装等の裁判所の利用のしやすさに関する指摘、③法廷等の数や裁判官室から法廷までの動線の問題等の裁判の運営に関する指摘に整理し、施策の検討を進めていくことも考えられる。
 - ・ 裁判官等の法情報へのアクセスを向上させる上でも、地方部の司法サービスの充実を図る上でも、ITの重要性は今後ますます増していくものと考えられるので、裁判所においてIT環境の整備を進めていくことは有益である。
- 実情調査では、以下のような意見があった。
(裁判官等からの意見)

- ・ 大規模庁では、法廷等の数が不足しているため、使用可能な日として各裁判官に割り当てられている曜日が少なく、割り当てられていない曜日に期日を指定せざるを得ない場合、法廷等の確保に苦勞する。ラウンドテーブル法廷も弁論準備手続室も足りていない。刑事部の法廷や予備法廷を借りる場合もある。
- ・ 法廷，ラウンドテーブル法廷，調停室等が裁判官室から離れており，エレベーターや階段を利用しなければならず，大規模庁では，時間帯によってはエレベーターが大変混雑する。他方，使用頻度の高いラウンドテーブル法廷が，裁判官数と同数設置されている小規模庁では，その積極的な活用が実現しており，ラウンドテーブル法廷が裁判官室に隣接し又は廊下を挟んで裁判官室に隣接している小規模庁や支部でも，これを機動的に活用でき，大変使い勝手が良い。
- ・ 法廷等が狭隘であり，当事者や関係者が多数の事件では当事者等が入り切れない。
- ・ 裁判所の施設については，国民一般が利用する公共施設として，耐震対策や，バリアフリーへの配慮も必要である。
- ・ どの庁においても，弁論準備手続期日における電話会議システムの使用割合が高いにもかかわらず，数が不足しているため，不便である。
- ・ 家裁では，関係者の日程調整ができて，調停室に空きがないため1か月以上先にしか次回期日を指定できず，1か月半以上も先の期日を指定することもある。
- ・ 家裁では，調停室が狭いため，当事者から調停委員の事件手控えメモが見られやすいことや，対立が激しい当事者の事件において秩序の維持に困難を覚える等の支障もある。特に遺産分割事件では，当事者多数の事件が多く広い調停室が必要な場合が多いが，そのような部屋が不足している。
(弁護士からの意見)
- ・ 大規模庁では，法廷やラウンドテーブル法廷等の数が不足しており，これらの空きがないために期日が入らないことがある。裁判体ごとに専用の法廷を確保することが望ましい。
- ・ 地裁及び家裁のいずれにおいても，待合室の数やスペースが不足しているため，多数の当事者が廊下で待っている場合がある。
- ・ 法廷，ラウンドテーブル法廷，弁論準備手続室が狭隘なため，関係者が多数の事件では入り切れない場合もあり，使い勝手が悪い。
- ・ エレベーターの待ち時間の短縮化や，弁論準備手続室の遮音性の改善，待合室の配置の工夫，打合せスペースの確保等が必要である。
- ・ 特に地方部の庁において，電話会議システムが不足している。また，同システムの性能が不十分なため，音が途切れたり，通話の相手方の声が聞こえづらい場合がある。
- ・ 家裁では，調停室が不足しているため，期日が入りづらい。また，家裁の離婚事件やDV事案等では，相手方と顔を合わせるだけで不安を覚えるので，施設面での配慮が必要である。
- ・ 家裁は，オープンな施設になっているだけに，当事者がより安心して家裁を利用するためには，セキュリティ面の強化が必要である。
- ・ 裁判官や合議事件を増やすためには，それに見合った法廷等の整備も必要である。
- ・ 法廷等の増設のために裁判所の庁舎が分散することについては，意見が分かれている（これをやむを得ないとする意見であっても，相互に近い場所に設置してもらいたいとの希望がある。）。

(3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○ 法廷等の整備

審理期間への影響が指摘されている法廷等（法廷，ラウンドテーブル法廷，弁論準備手続室，調停室等）の不足を解消し，また，今後の裁判官の人的態勢の整備や合議体による審理の積極的な活用と

平仄を合わせるためにも、効率的な使用方法を検討しつつ、法廷等の整備について検討を進める。

○ 法廷等の使い勝手の向上等

裁判官室から法廷等までの移動距離の長さ、その間の移動手段の不便さ、法廷等の狭隘さ、警備の困難性等の指摘に対応し、大規模庁舎における限界を踏まえつつ、法廷等の使い勝手の向上について検討を進める。

なお、以上のような裁判運営の円滑化という観点からの検討に加えて、利用者の視点に立って、①待合室の数や配置、打合せスペースの確保、バリアフリー化等、②耐震対策、セキュリティ面の強化等についても、更にどのようなことが可能か、検討を進める。

○ IT環境の整備

実務における利用頻度が高い電話会議システムを始めとしたIT設備に関し、その増設や性能の向上について検討を進めることはもとより、最新のIT技術の活用によって裁判官等の法情報へのアクセスの向上を図るとともに、各地域における司法サービスの充実を図るという観点も踏まえ、IT技術が目覚ましい発展を遂げた現代社会に相応しいIT環境の整備の在り方について、ITを巡る社会状況の変化を踏まえつつ、総合的に検討を進める。

5. 2 弁護士の執務態勢等に関連する要因

に関する施策

5. 2. 1 弁護士へのアクセスに関する施策

(1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、弁護士に相談する時期（アクセス時期）について、民事訴訟利用者調査によれば、半数近くが、訴え提起の直前や提起後に弁護士に相談していることが紹介された上、原告と比べ、被告の場合には、特に弁護士へのアクセスが遅いという問題があり、このように弁護士へのアクセスが遅れると、訴え提起前の準備が不十分になったり、訴状に対する答弁の準備が遅れたりするといった事態になりかねず、審理が長期化する可能性があるとして指摘されている（分析編28頁）。

(2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
 - ・ 弁護士の早期関与は事件の迅速・適正な解決にとって極めて有用であるので、訴訟事件に限らず、法的紛争全般において、市民があらゆる分野、地域で容易に弁護士にアクセスできるための施策が講じられるべきである。そのための施策としては、現在進められている弁護士人口の増加により人的態勢の拡充が図られているが、これに加えて弁護士の訴訟外の活動領域を拓くことが、法的紛争の初期段階における弁護士へのアクセスを容易にすることにつながる。
 - ・ あらゆる地域で弁護士へのアクセスを拡充するための施策として、日弁連・弁護士会が取り組む弁護士の過疎・偏在解消のための施策を更に前進させ、法テラスの一層の整備・拡充をめざすことが重要である。また、実情調査において、法テラスの常勤弁護士の繁忙度が高いことが指摘されており、その繁忙状況の解消を図るためにも、法テラスの一層の整備・充実は有益である。
 - ・ 経済的な理由で弁護士にアクセスできない市民層に対し、例えば、民事法律扶助制度の抜本的改革や権利保護保険の拡充等、弁護士費用を援助する社会的基盤を整備する必要がある。
 - ・ 国民の経済的格差が拡大している現状を踏まえると、資力が乏しい当事者による弁護士へのアクセスのより一層の改善が求められており、その施策として、法律扶助の更なる拡充を検討できないか。具体的には、拡充のための前提条件を整備した上で、給付制や負担金制^{*48}を導入することが考えられる。また、弁護士へのアクセス改善の施策として、権利保護保険の普及を検討することはできないか。
 - ・ 弁護士へのアクセス障害は、弁護士数に起因するだけでなく、弁護士に関する情報不足に起因することが多いことから、日弁連・弁護士会による情報開示・広報の拡充が不可欠である。
 - ・ 利用者の視点で弁護士事務所のホームページを見ると、アクセスするための必要十分な情報が盛り込まれていないので、むしろ弁護士会のホームページを整備することが有益ではないか。
 - ・ ホームページで当事者の依頼を受けるかどうかは法律事務所の業態によるが、弁護士の活動は、依頼者との信頼関係が基本であるため、ホームページを利用して広く顧客を募ることがためらわれ

*48 現行の民事法律扶助制度は、法テラス（日本司法支援センター）から弁護士費用など民事裁判等に必要な費用の立替払いがされた後、援助を受けた者が原則としてその費用を毎月分割して償還することになっているが、そのような立替償還制を変更し、費用の返還を求めないのを原則とする制度（給付制）や、資力に応じた費用の一部負担を求める制度（負担金制）を導入することについて議論されている（山本和彦「民事法律扶助について」判例タイムズ1039号18頁（平成12年）、洲上玲子「民事法律扶助制度を利用する 3 今後の展望」LIBRA Vol. 10 No. 2 14頁（平成23年）等参照）。以下、給付制、負担金制というときはこのような内容を指す。

る場合がある。

- ・ 現状では、弁護士に関する信頼できる情報が国民に提供されていないので、専門医認定制度のように、弁護士会が責任を持った専門認定制度を設けるなど、弁護士の専門分野が利用者から明確になる仕組みを作るべきである。例えばフランスでは、弁護士会が弁護士の能力を認定する制度が設けられており、参考になるのではないか。このような、弁護士の専門分野が利用者から明確になる仕組みを作るという施策に関して、例えば、建築の分野では、職能団体がサポートすることが可能であり、そのような建築の職能団体と弁護士会との連携を、地域ごとに充実させることも有用である。なお、弁護士による広告は、国民に適切な情報が伝わるような内容とすべきであり、弁護士がその得意分野に関する情報を国民に提供する際、同時にその裏付けとなる取扱い件数等を示すように弁護士会が指導することや、弁護士広告の規制を利用して弁護士会としての対応を行うことは考えられないか。
 - ・ 弁護士の専門認定制度は、認定する分野の区分けや認定基準、更に誰が認定するのかの設定が難しく、認定を受けられなかった者の取扱いに困るため、実現は難しい。また、現在の弁護士広告の規制では、弁護士に対して個別具体的な指導をすることは難しい。弁護士へのアクセスの検討に当たっては、弁護士を選ぶ国民の側の自己責任の観点も必要ではないか。
 - ・ 特に地方部においては、弁護士不足に伴って本人訴訟が生じている面もあり、また、大規模庁においても、勝訴の見込みが相当程度高いのに弁護士が就かないケースが少なくない^{*49}。本人訴訟においては、弁護士が代理人として就いた事件と比べて、裁判所の手続説明や当事者の言い分の整理等に多くの負担がかかる。そこで、本人訴訟に対応するための方策として、弁護士への更なるアクセスの改善を図ることはできないか。
 - ・ 本人訴訟の割合は従前からそれほど変わっていないが、弁護士にアクセスできるにもかかわらず、自ら訴訟を進行したいと考える当事者の割合が増えてきている。
 - ・ 資力があるにもかかわらず弁護士を就けない当事者も多いという現状を踏まえ、我が国においても、ドイツで導入されているように、弁護士強制制度の導入を検討することは考えられないか。弁護士強制制度は、本人訴訟における審理の適正・迅速化に資するほか、中立性を堅持しつつ本人の訴訟活動にコミットすることの困難さから裁判所を解放し、その負担を軽減する効果がある。
 - ・ 弁護士強制制度の導入については、弁護士に受任義務を課すかどうかや対象事件の範囲をどうするかなど、考えられる問題点を念頭に置いて、慎重に検討すべきである。
 - ・ 弁護士強制制度を導入しても、必ずしも弁護士に受任義務を課すことにはならないし、仮に、弁護士が困難当事者の事件を受任せざるを得ないとしても、そのような事件は本人訴訟の一部であり、外国の制度も参考にして対応策を検討すればよいのではないか。また、同制度の部分的導入の検討に当たっては、上告審に限定した弁護士強制制度の導入が検討された平成8年の民事訴訟法改正の際の議論が参考になるのではないか。
- 実情調査では、以下のような意見があった。
- (裁判官等からの意見)
- ・ 地方部では、経験豊富で働き盛りの弁護士が少なく、経験年数の少ない弁護士が比較的多いが、経験年数の少ない弁護士は、複雑困難で手間のかかる事件を敬遠しがちであり、そのような事件が特定の弁護士に集中し、初回期日の指定が遅くなる傾向がある。

*49 原告側に訴訟代理人が選任されなかった事件(当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件及び被告側のみ訴訟代理人を選任された事件の合計)をみると、認容判決で終局した事件数(平成22年)は、民事第一審訴訟(全体)では1万5000件近くに上り、過払金等以外事件でも7987件に上る。これに加え、和解や取下げで終局した事件の中にも原告側が金銭的な満足を得た事件が相当数含まれていると考えられる。【表112, 113】

- ・ 支部の事件においては、被告側には本庁管轄内の弁護士等、支部管轄外の弁護士が就くことが多い。支部管轄外の弁護士が代理人に就いた場合は、当該代理人から電話会議による進行を希望される場合が多く、双方に本庁管轄内の弁護士が就いた場合には、本庁に訴えが提起される事件もある。
- ・ 弁護士数の増加や法テラスの設立に伴い、弁護士へのアクセスは以前より改善しつつあるが、特に支部管轄内を中心として、なお改善が不十分などところがある。また、家事事件においては、庁の規模を問わず、弁護士が選任されない事件の割合が高い。
- ・ 特に地方部では、裁判をためらう市民感情がいまだに強く残っている上、依然として弁護士の多くは本庁の周辺に集中しており、支部にも提起できる事件が本庁に提起されることが多い。
- ・ 本人訴訟では、訴状の補正が必要となったり、当事者の主張や争点を明らかにするために、期日において当事者の言い分を聴取するために相当の時間が必要となるなど、裁判所の負担は相当重い。また、複雑な事件で弁護士が選任されていない場合には、審理が長期化する場合がある。さらに、当事者の中には、資力があるにもかかわらず、弁護士を選任しない者も多い。

(弁護士からの意見)

- ・ 弁護士数の増加や法テラスの設立に伴い、弁護士へのアクセスは改善しつつあるが、弁護士が裁判所の周辺に集中しているため、近年人口が増加傾向にある地域も含め、裁判所から離れた地域の住民が弁護士に十分アクセスできているか、やや疑問がある。支部の事件では、弁護士が代理人に就かない割合が高く、又は本庁管轄内の弁護士が就く場合が多い、支部管轄内に弁護士が1人しかいないため、双方の当事者から法律相談の申込みがあった場合には一方を断らざるを得ないし、特に家事事件で代理人が就かないことが多いなど、弁護士へのアクセスの改善が不十分などところがある。
- ・ 弁護士へのアクセスが遅れた場合には、第1回目の期日準備が不十分になり、また、事件の全体像の把握に支障が生じ、紛争解決に要する時間が長期化し、当事者の経済的・精神的負担が大きくなるなどの影響が生じる。
- ・ 経験の長い弁護士は紹介者を介して受任することが多いが、最近は、ホームページを開設して、当該弁護士の得意分野や過去の取扱い例を掲載して新規の顧客から受任している弁護士も増えており、市民に対する有益な情報開示となっている。
- ・ 市民にとっては、まだまだ弁護士に関する情報が行き渡っていないようであり、広告に莫大な費用をかけている法律事務所にアクセスしがちである。弁護士に関する適切な情報が国民に提供されることが課題である。
- ・ 本人訴訟では、裁判官や書記官は、当事者本人への対応に相当苦勞している。また、当事者の中には、弁護士への報酬を支払う資力があるにもかかわらず、自分自身の考え方や、費用対効果の観点から、あえて弁護士を選任しない者も少なくない。

(法テラスからの意見)

- ・ 地方部ではまだ弁護士が不足しており、法律相談の待ち時間が相当長く、あるいはそもそも法律相談を受け付けられない地域もあるし、事件類型によっては弁護士が国民の法的ニーズに対応できていない分野もある。今後、弁護士へのアクセスを更に改善する必要がある。現在、新たな地域事務所の開設を準備している所もあり、また、出張相談も実施している。
- ・ 支部管轄内では、過払金事件が大幅に増加したものの、過払金以外の事件については法的ニーズの顕在化が進んでおらず、このまま過払金事件が大幅に減少すれば、支部管轄内の弁護士が余り、法テラスの常勤弁護士を減員せざるを得ない状況にもなりかねない。
- ・ 地方部では、紛争解決に弁護士が関与することが浸透していないためか、当事者が体面を極度に気にして、弁護士への相談に踏み切れない例も少なくないようである。

- ・ 地方部では、裁判員裁判等に対応できるように、常勤弁護士は手持ち事件に余裕を持つ必要があり、必ずしも民事事件に多くの労力を割けるわけではないので、常勤弁護士の充実が必要である。
 - ・ 法テラスのコールセンターから一般契約弁護士に事件が紹介されることがほとんどないため、コールセンターを経由した法律相談が常勤弁護士に集中し、法律相談の待ち時間が相当長くなっている。法テラスのコールセンターの紹介システムに工夫が必要である。
 - ・ 家事関係、労働、労災、交通事故、高齢者関係、障がい者関係等、過払金事件以外の分野でも、法的サービスに対する需要は高いが、これらの分野では、弁護士が法的ニーズに対応できていないところがある。
 - ・ 今後も法的サービスに対する需要に応えるため、民事法律扶助を拡充すべきである。現在の民事法律扶助は、原則として当事者本人が弁護士費用を償還しなければならないため、資力が十分でない当事者の弁護士へのアクセスの障害になることがあり、これが理由で具体的な事件として顕在化していない紛争も少なくない。弁護士費用を免除できる範囲を拡大できないか。
 - ・ 過払金以外の事件のニーズも含めて、法的ニーズは大いにあるが、地方部では、弁護士報酬を支払う余裕のない当事者の事件が多いので、このような当事者の弁護士のアクセスを改善するため、民事法律扶助を拡充すべきである。
 - ・ 民事法律扶助事件は報酬が低く、報酬基準を引き上げてもらわないと、国民の法的ニーズを満たす弁護士活動はできない。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
- ・ 弁護士一人当たりの民事第一審訴訟事件の新受件数（平成22年）についてみると、全地裁平均は7.7件となっており、地裁管内別（その管内の弁護士会別）では、第3回報告書でも指摘したとおり（分析編28頁，29頁）、弁護士会の規模が小さいほど、事件数が多くなる傾向が見られる。裁判所の規模別では、本庁（その管内の弁護士。以下同じ。）の5.9件に対し、支部では21.0件、うち非常駐支部では35.5件であり、庁の規模が小さいほど、弁護士一人当たりの新受件数が多い。【表47，114】
- 他方、民事第一審訴訟（全体）1件当たりの平均訴額^{*50}（平成22年）についてみると、全地裁平均は約1490万円となっており、裁判所の規模別にみると、本庁の約1790万円に対し、支部では約890万円、うち非常駐支部では約660万円と、庁の規模が小さいほど、平均訴額が低くなっており、1件当たりの弁護士の報酬単価も安いことがうかがわれる。また、民事第一審訴訟（過払金等以外）でも、同様に、庁の規模が小さいほど、平均訴額が低くなる傾向がみられる。【表115】
- さらに、刑事通常第一審事件のうち、必要的弁護事件の人員についてみると、地裁管内別（その管内の弁護士会別）の弁護士一人当たりの人員数は、民事第一審訴訟事件と同様、弁護士会の規模が小さいほど多い傾向にある。【表116】
- ・ 弁護士数が増加しているにもかかわらず、民事第一審訴訟事件における本人訴訟の割合は増加傾向にあり（平成22年は、原被告とも本人によるのは23.3%、原被告のうちいずれかでも本人によるのは72.2%。）、過払金等以外事件でも本人訴訟の割合は横ばいである。また、非常駐支部における本人訴訟の割合は、地裁総数よりも高く、民事第一審訴訟（全体）では、平成17年以降平成21年までは年々上昇が見られた。なお、前記3. 1. 7参照。【表117～120】
 - ・ 簡裁においては、原告側に訴訟代理人が就く割合の増加に伴って、本人訴訟の割合は減少傾向に

*50 平均訴額は、1事件ごとの実数値の平均ではなく、訴額の区分（新受事件については、30万円以下から50億円超まで13段階に区分されている。）ごとに設定した代表値（基本的には、各区分の中間値を代表値としている。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出した（ただし、訴額が算定不能な事件及び非財産事件は除外した。）。

あるものの、依然としてその割合は高い（平成22年は、原被告とも本人によるのは56.2%、原被告のうちいずれかでも本人によるのは97.8%。）。【表121】

- ・ 遺産分割事件では、申立人・相手方いずれにも代理人の関与しない事件の割合は4割弱で推移している。【表70】
- ・ 法テラスは、平成22年4月1日現在、地方事務所（地裁本庁所在地に設置）が50か所、支部（人口や裁判事件数が多い都市等に設置）が11か所、出張所（東京、大阪に設置）が6か所、地域事務所（弁護士等の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置）が30か所設けられている。地域事務所のうち、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所（司法過疎地域事務所）は、26か所である。

常勤弁護士（スタッフ弁護士）の人数は、平成22年3月31日現在、200人で、48か所の地方事務所・支部、30か所の地域事務所に配置されている（法テラス白書平成21年度版。なお、司法修習終了直後に常勤弁護士に採用されて養成を終了し、又は採用時に養成の必要がなく、法テラス法律事務所に配置された常勤弁護士は、平成22年3月31日現在、合計149人であり、合計74か所の事務所に配置されている。）。

法テラスのコールセンターへの問い合わせ件数は、平成18年の法テラスの設立以降急増しており、平成21年度には40万件を超えた。【表122】

- ・ 民事法律扶助件数は、法律相談援助（無料で法律相談を行う制度）、代理援助（民事裁判等手続の準備及び追行のための弁護士等の費用等の立替払いをする制度）及び書類作成援助（民事裁判等手続に必要な書類作成のための弁護士等の費用等を立替払いする制度）のいずれについても、平成18年の法テラスの設立以降増加しており、平成21年度には法律相談援助が23万7306件、代理援助が10万1222件、書類作成援助が6769件に達している。【図123】

(3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 弁護士へのアクセスの強化

弁護士の早期関与は事件の迅速・適正な解決にとって極めて有用であるので、訴訟事件に限らず、法的紛争全般において国民が紛争の初期段階で弁護士に容易にアクセスすることができるよう、弁護士の活動領域を訴訟外にも拡大することについて検討を進めるとともに、あらゆる地域で弁護士へのアクセスが容易になるように、弁護士人口の増加や過疎・偏在解消の進捗状況等を勘案しながら、法テラスの一層の整備・充実を始めとする弁護士の過疎・偏在解消のための施策を更に前進させることについて検討を進める。

○ 民事法律扶助や権利保護保険の拡充

経済的理由で弁護士にアクセスすることができない国民に対し、弁護士へのアクセスをより容易なものとするために、必要な前提条件を整備しつつ、民事法律扶助制度の拡充を図ることについて、給付制や負担金制の導入の可否や相当性も含めて検討を進める。また、同様の観点から、権利保護保険の拡充を図ることについて検討を進める。

○ 弁護士に関する適切な情報開示等

国民に対する弁護士に関する適切な情報開示や広報の拡充について、弁護士の業態との関係、弁護士会の役割や広告規制の在り方等にも留意しつつ、ホームページの改善を図るほか、専門認定制度の創設の可否や相当性も含めて検討を進める^{*51}。

○ 本人訴訟への対応の強化

*51 前記3.3.3の「弁護士の専門化推進」においても、弁護士が専門的なスキルを有していることを認定する制度の創設を施策案として取り上げている。

本人訴訟における審理の適正・迅速化を図る観点から、前記の諸施策により弁護士へのアクセスを一層改善することに加え、弁護士にアクセスできるにもかかわらず自ら訴訟を迫る当事者の割合が増加している現状をも踏まえ、弁護士強制制度の導入について、部分的導入の可能性も含め、検討を進める。

5. 2. 2 弁護士の執務態勢に関する施策

(1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、弁護士の執務態勢について、裁判官ヒアリングでは、地域によっては弁護士数が少ない、弁護士の手持ち事件が多すぎるといった指摘があり、弁護士ヒアリングでも、手持ち事件の多さ等から弁護士は多忙であるとの指摘があったことが挙げられている（分析編28頁）。
- また、同報告書では、弁護士の手持ち事件が多すぎる場合、集中証拠調べに対応することが難しくなることが考えられるとした上で、弁護士ヒアリングの結果として、集中証拠調べは、証人との打合せや陳述書の作成等の準備に手間がかかるため、弁護士にとって負担が大きいとの意見があったことが挙げられている。さらに、弁護士ヒアリング及び裁判官ヒアリングにおいて、弁護士が忙しい原因としては、民事事件の手持ち訴訟事件数の問題以外に、弁護士会の会務活動、法科大学院の派遣教員としての業務、公職等に時間が割かれること、刑事事件を受任した場合にはそちらを優先させなければならないこと等の指摘が挙げられており、今後、刑事事件について公判前整理手続が浸透し、とりわけ弁護人が裁判員裁判の連日的開廷の準備に追われる結果、これまで以上に民事事件への対応が遅れる可能性もあると指摘されている（分析編28頁、29頁）。
- このような状況を踏まえ、同報告書では、弁護士に過重な負担があつて繁忙な場合、訴訟の準備が不十分になることや、期日が入りにくくなって期日間隔が長くなることが考えられ、審理が長期化する可能性があるとして指摘されている（分析編29頁）。
- さらに、同報告書では、専門訴訟における弁護士の対応が不十分な場合には、争点整理や証拠調べ等に時間を要し、審理が長期化する可能性があるという、第1回報告書での指摘も紹介されている（分析編28頁）。

(2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があつた。
 - ・ 弁護士の繁忙や負担過多の軽減といった執務状況の改善に向けた施策としては、まず、弁護士の人的態勢の拡充が考えられるが、この点は、地域的な偏りは見られるものの、近年の弁護士人口の急増により、充実度が飛躍的に高まっている。また、弁護士の執務形態として、多くの事件を並行処理していることや、事件当事者である依頼者との信頼関係を維持し納得を得ながら事件を処理する必要性から、自ずと事務量が多くなる傾向がみられるが、弁護士にとってそのこと自体はやむを得ない事情といえるし、集中証拠調べの準備等については、多くの弁護士は手持ち事件数に左右されることなく適切に対応しているといえ、弁護士の執務形態に焦点を当てて施策を検討することには違和感がある。さらに、弁護士会の会務等は公益的活動の一環として位置づけられている上、義務化されている弁護士会も多く、弁護士業務とこうした公益的活動をどのように調和させるかは、個々の弁護士の課題であつて、それ自体は、制度的な施策を講じる対象とはいえない。
 - ・ 実情調査の結果を踏まえると、いまだ弁護士は繁忙な状況にあるので、弁護士の負担を軽減するため、弁護士事務所補助者を資格化し、弁護士との分業態勢を構築することを検討できないか。
 - ・ 実情調査等では、地方部で過払金以外の民事訴訟事件が一定層の弁護士に集中しているという状況が指摘されているが、それは一部地域に限られると思われる上、有能な弁護士に事件が集中する

のはやむを得ないことであり、弁護士に関する適切な情報開示がなされ、弁護士人口の相当割合を占める若手弁護士が今後経験を積みばいずれ解消する問題なので、現実的な施策は考えられないのではないか。

- ・ 地域によっては、過剰に事件を受任する弁護士がおり、一定層の弁護士に事件が集中する傾向があることは事実と思われるので、施策案として、そのような問題を指摘した上で、状況の改善を図るための方策を検討することは必要である。
 - ・ 例えば医事関係訴訟では、同訴訟に精通している弁護士が関与すると、争点整理段階で適切な主張がされ、証人尋問においても的確な尋問が行われて、迅速な解決が可能になるなど、専門訴訟においては、当該専門分野に長けた弁護士が関与すると訴訟の進行が円滑に進む場合が多い。そこで、弁護士の専門化のより一層の推進を図ることはできないか。
 - ・ 事件の複雑化や専門化への対応能力の向上は、弁護士にも強く求められており、専門訴訟においても裁判所・弁護士双方の的確な協働が迅速・適正な事件解決に有用である。施策の検討に当たっては、大都市部の限られた弁護士だけでなく、その他の弁護士にとっても普遍的な課題として位置づけるべきであり、具体的には、弁護士会による研修・研究会、サポート専門家とのネットワークの拡充等が考えられる。
 - ・ 若手弁護士の増加に伴い、若手弁護士が先輩弁護士の指導を受ける機会が減少し、実務的なスキルが不十分なまま訴訟等に関与するケースが散見されるので、若手弁護士のスキルアップを図るため、弁護士のOJTないし研修を充実することはできないか。
 - ・ 若手弁護士のスキルアップの施策の検討は極めて重要であり、例えば、アメリカのABAのような弁護士の任意加入団体を設けて実施することは考えられないか。
 - ・ 現状でも優秀な若手弁護士は増えており、また、法テラスにも、スキルのある志の高い若手弁護士が常勤弁護士に就任している。若手弁護士のスキルアップの施策を検討するに当たっては、このような現状を十分把握する必要があるのではないか。
- 実情調査では、以下のような意見があった。

(裁判官等からの意見)

- ・ 弁護士は、人数は増えているものの、依然として繁忙であり、人によっては、繁忙の影響で、期日調整が困難となったり、書面の提出が遅れる場合がある。また、集中証拠調べが定着したことにより、短期集中的な準備が必要となったため、弁護士の繁忙度は増している。弁護士の書面提出が遅れると、裁判官は、十分な事前準備ができないまま、争点整理手続の期日に臨まざるを得なくなることがある。なお、小規模庁管轄内では、弁護士は弁護士会の会務が少なくなく、その影響で期日が入りにくくなるケースもある。
- ・ 専門訴訟においては、大規模事務所に所属し、専門家と連携して専門的で高度な準備を周到に行う弁護士がいる一方で、専門的知識が乏しい弁護士やその種の訴訟に不慣れた弁護士が選任されたために、裁判所が主導しなければ審理が進まないことがある。
- ・ 若手弁護士の中には、期日において行うべき事項や、期日間に相手方との間で行うべき交渉事項を十分理解していない者や、十分な主張・立証をせずに直ちに判決を求める者、依頼者との信頼関係が十分に築けず、和解において適切な対応ができない者等も見受けられる。

(弁護士からの意見)

- ・ 多くの弁護士は多忙であり、平日の日中に準備書面等を作成するためのまとまった時間を確保することが難しく、深夜まで残業することもあり、法律相談の予約が1か月先でなければ入らないこともある。また、弁護士は、会務活動、法律相談、企業法務、地方公共団体の公職、法科大学院での講義等、民事訴訟事件以外の負担も重い。特に地方部では、大都市部と比較して報酬単価が安い

ため^{*52}、法律事務所の経営を維持するために、多数の事件をこなす必要がある。さらに、本庁管轄内の弁護士は、支部への移動に長時間を要するため、支部に赴く必要のある事件では、大きな無駄が生じる。

- ・ 弁護士が繁忙となると、期日が入りにくくなったり、依頼者との打合せや書面作成が遅れたりすることがある。
- ・ 専門的知見を要する事案において、弁護士は、個人的な関係を利用して専門家の協力を得ているのが実情であるが、そのような努力には限界がある。特に地方部では、適当な専門家はなかなかおらず、適当な専門家がいたとしても、協力を求めることは容易ではないので、日弁連や弁護士会において、専門家団体と連携して、弁護士の専門的知見の取得をサポートする態勢を作ってもらいたい。また、日弁連がマニュアルを作成して配布することも考えられる。
- ・ 弁護士に関する情報を国民に開示する前提として、弁護士の専門性の確立が必要である。
- ・ 若手弁護士の急増により、十分なOJTを受けずに訴訟を担当する弁護士が増えており、若手弁護士のスキルアップの方策が課題となっている。

(法テラスからの意見)

- ・ 法テラスの常勤弁護士は、民事事件以外にも、法律相談、各種関係機関との協議会や勉強会の企画及び参加、各種講演、関係機関からの日常的な相談、日弁連の委員会活動、法テラスの就職説明会等の多種多様な業務を行っており、繁忙である。
- ・ 法テラスの常勤弁護士は、手持ち事件の処理等のため繁忙であり、法律相談に割くことができる時間は限られており、やむを得ず、法律事務所での法律相談を制限する場合もある。また、法テラスの常勤弁護士は、刑事事件の負担も重く、特に地方部では、裁判員裁判等に対応できるように、常勤弁護士は手持ち事件に余裕を持つ必要があり、必ずしも民事事件のみに多くの労力を割けるわけではない^{*53}。
- ・ 地方部では、多額の報酬が見込めない事件が多く、弁護士は多数の事件をこなしている。

(3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 弁護士の繁忙状況の解消

近年の弁護士人口の急増により、全体として人員の充実度が飛躍的に高まっており、弁護士の執務形態に焦点を当てて施策を検討することには違和感があるとの指摘等もあるが、実情調査の結果等に照らせば、特に地方部の多くでは、過払金以外の民事訴訟事件が一定層の弁護士に集中し、これらの弁護士が多数の事件を受任して繁忙度が高い状況もうかがえるので、今後の更なる弁護士人口の増加による影響等にも留意しつつ、このような層を中心とする弁護士の繁忙状況について注視し、必要に応じてその改善策の検討を進める。

○ 複雑な事件や専門的知見を要する事案についての弁護士のサポート態勢の整備

複雑な事件や専門的知見を要する事案について、弁護士の対応能力を向上させ、これらの専門訴訟等の適正迅速な解決を図るため、専門委員等の専門家の活用を促進すること（専門委員を活用しやすくするための方策については、前記3. 3. 1(3)を参照されたい。）に加えて、弁護士会による研修・研究会や、サポート専門家とのネットワークの拡充等、弁護士のサポート態勢の整備について検

*52 民事第一審訴訟事件のうち、訴額が500万円を超える事件の割合について、都市部にある事件数の上位10庁とそれ以外の庁とを比較すると、後者が前者よりも10%以上も少ない。【図124】

*53 被疑者段階の国選弁護士選任請求の新受人員は、同制度が始まった平成18年以降急増しており、特に、対象事件の範囲が拡大された平成21年には、前年の5倍以上に増加し、平成22年も前年より1万件近く増加し、2万6279人となった。【表125】

討を進める。

○ 弁護士のスキルアップ

若手弁護士のスキルアップについて、若手弁護士のスキルの現状を十分に把握しつつ、弁護士のOJTないし研修を充実させるための具体的手法や枠組み作りも含めて検討を進める。

裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策

裁判所に関する施策

○ 裁判官の人的態勢の整備

大規模庁を始め、負担が増大している庁に対し、継続的に相応の裁判官の態勢を拡充

○ その他の裁判所職員の態勢整備

○ 合議体による審理の積極的な活用

裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備

○ 物的態勢の整備

法廷等の整備・使い勝手の向上、IT環境の整備

弁護士に関する施策

弁護士へのアクセス

- 弁護士の活動領域の拡大
- 法テラスの一層の整備・充実
- 民事法律扶助や権利保護保険の拡充
- 弁護士に関する適切な情報開示
- 本人訴訟への対応強化（弁護士強制制度の導入）

弁護士の執務態勢

- 弁護士の繁忙状況の解消
- 複雑な事件等についての弁護士のサポート態勢の整備
- 若手弁護士に対するOJTや研修の充実